

事業承継に係る企業等実態調査業務仕様書

1 趣旨

(公財)かがわ産業支援財団(以下「財団」という。)が実施するプッシュ型事業承継支援高度化事業において、県内企業の円滑な事業承継支援を進めていく上で効果的な施策を検討するため、県内企業経営者の事業承継の現状や意識等を調査し、本県の課題や求められる事業承継支援ニーズを把握することを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

事業承継に係る企業等実態調査業務

(2) 委託期間

契約締結日から平成31年2月28日(木)とする。

(3) 業務内容

ア 提案事項

① 調査票の作成

別紙の内容をもとに、県内企業の事業承継の現状や必要な支援ニーズ等の情報を効果的に収集できるよう、設問の内容や設問数、設問形式を提案すること。調査票を送付する企業等は委託者が指定する。(約6,000社予定)

なお、調査票の内容は、業務受託後、財団と協議の上正式に決定するものとする。

② 調査方法

より多くの企業等から回答を得るために、調査票の回収率を高めるための調査方法を提案し、見込まれる回収率を示すこと。ただし、調査票は必ず郵送するものとする。

③ 調査結果集計

調査結果について、香川県の事業承継の現状や課題が読み取りやすい集計方法を提案すること。

④ 業務スケジュール、実施体制

契約締結後から業務完了までのスケジュールと、業務の実施体制を具体的に提案すること。

イ 必須事項

① 調査票等の印刷

本調査に係る次の用品を、必要分印刷すること。

- ・調査協力依頼文書(文面データは財団から提供) A4、1ページ
- ・往信用封筒(角2)及び宛先ラベル(宛先の企業等データは財団から提供)
なお、往信用封筒のデザインは、業務委託後、財団が指定する。
- ・調査票
- ・返信用封筒(長3、透明なものは不可。料金受取人払とし、その手続きは受託者が行うこと。)

② 発送作業

調査協力依頼文書、調査票、「香川県事業承継支援窓口」のチラシ（財団から提供）、返信用封筒を各1部ずつ発送すること。

③ 調査の実施、結果の取りまとめ

受託者は調査を行い、回収した調査結果について取りまとめを行うこと。（最低限、設問ごとの単純集計は行うものとする。）回答内容に矛盾があった場合は、受託者が回答者に電話で確認し、正確性を高めること。

④ 調査結果の取りまとめと報告

業務完了後、業務実績報告書を財団に提出すること。

(4) 成果品の提出

ア 提出成果品

- ① 発送書類一式 1部
- ② 調査結果や集計結果を保存したCD-ROM (Excel) 1枚
- ③ 業務報告書 1部

イ 納品場所

香川県高松市林町 2217 - 15 香川産業頭脳化センタービル 2階
公益財団法人かがわ産業支援財団 企業振興部企業支援課

3 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、事業責任者を1名設置すること。
- (2) 業務の詳細な内容については、財団と協議して実施すること。進行の各段階において、財団に確認のうえ業務を実施すること。本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度、協議すること。
- (3) 業務の実施に伴い必要となる物品等については、委託金額に含むものとする。
- (4) 委託料の支払いは、精算払いとする。
- (5) 本事業の成果品の著作権は、財団に帰属するものとする。第三者に著作権のあるものを使用する場合は、著作権者の承諾を得て、財団に報告すること。その際、発生する経費（著作権者との交渉、契約締結、契約料の支払等）は委託金額内で実施すること。
- (6) 受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本業務の実施により取得した企業等の情報については、業務委託期間終了後、速やかに破棄すること。

別紙

調査票は、設問内容や回答方法（選択肢や自由記載等）を、サンプルを示す等、具体的に提案すること。設問内容については、以下の必須項目を調査する設問は必ず含むこととする。その他、香川県の事業承継の状況把握や今後の事業承継支援施策に資することが期待される項目を提案すること。

なお、調査票はA4、2ページ程度を想定している。

【必須項目】

	項目	調査内容
1	回答者について	会社の業種、所在地（市町）、経営者年齢等
2	事業承継の現状について	事業承継への意識や、現在の状況等
3	事業継続、後継者について	経営者の事業継続意思確認や後継者の有無・状況等 例) 継続意思有→後継者の有無 →有：本人の承諾有無・現在の状況 →無：事業譲渡(M&A)、後継者を探している 継続意思無（廃業）
4	相談先について	事業承継の課題を相談する機関等
5	課題について	事業承継を進めるにあたっての課題 事業承継について知りたいこと 等
6	無料相談の希望について	「香川県事業承継支援窓口」(※)の事業承継コーディネーターによる無料相談の希望有無 ※(公財)かがわ産業支援財団(以下、「財団」という。)が、国から委託を受けた「プッシュ型事業承継支援高度化事業」において開設した事業承継相談専用の窓口のこと。

別記【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 受託者は、この契約による事務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 受託者は、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受託者は、この契約による事務の全部又は一部について第三者に再委託をしてはならない。ただし、受託者が、再委託先の名称、業務の範囲、理由、その他財団が必要とする事項を書面をもって財団に申請し、財団の書面による受諾を得たときは、この限りでない。

この場合において、受託者は、この契約により受託者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。このため、受託者は、受託者と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記すること。

(収集の制限)

第5 受託者は、この契約による事務の処理のために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(従事者の監督)

第6 受託者は、この契約による事務に従事する者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。）に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

また、受託者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、財団が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために財団から提供を受けた個人情報が記録された資料等を財団の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の運搬)

第8 受託者は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第9 受託者は、財団の指示がある場合を除き、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報等を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(実地調査等)

第10 財団は、この契約による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、事前に受託者に通知し承諾を得た上で実地に調査し、受託者に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(資料等の返還)

第11 受託者は、この契約による事務の処理のために、財団から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約による事務処理の完了後直ちに財団に返還し、又は引き渡すものとし、財団の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 受託者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは速やかに財団に報告し、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第13 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、財団又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により財団又は第三者も損害を与えたときも同様とする。